

# 厚生委員会記録

開催日時 平成22年7月30日(金) 10:05～12:31

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

森山 賀文 委員長

小泉 米造 副委員長

山本 進章 委員

畠 真夕美 委員

高柳 忠夫 委員

神田加津代 委員

安井 宏一 委員

今井 光子 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉田 健康福祉部長

速見 こども家庭局長

武末 医療政策部長

宮谷 暮らし創造部長兼景観・環境局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

## 議 事

(1) 平成22年度主要施策の概要について

(2) その他

## 質疑応答

○森山委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて質疑があればご発言願います。ございませんか。

○今井委員 それでは、質問させていただきたいと思いますが、まず一つは、奈良県立野外活動センターの問題です。5月議会でも本会議で取り上げまして、知事からも答弁が出ているわけですけれども、2日前にも野外活動センターの存続を求める要望書ということで、1万6,152名の署名が県に提出されていると思います。この要望書を見させていただきましたら、多くの皆さんの声といたしまして、本館施設機能を残してほしいという

意向が大変強く出ているわけですがけれども、県は、これにつきましてどのように受けとめられ、また今、どう考えているのか、そのあたりの点をぜひお伺いをしたいと思っております。

それからもう一点は、県立奈良病院と県立五條病院が三六協定を結ばないままに残業をしていたということで、問題が新聞報道などでもされておりましたけれども、前回の委員会でも、県立奈良病院の投書の声を取り上げまして改善を求めていたわけですが、この問題で県はどうしようと考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点は要望ですけれども、生活保護の場合に、冬場でありましたら光熱費の加算というのがあります。ところが、夏これだけ暑いとクーラーなど、かなり電気代がかさむのですけれども、夏の冷房費に対する加算というのが全く認められておりませんで、相談がありまして年齢が60になって生活保護の基準が下がった、今、37度の部屋にいてたまらないという声を寄せていただいた方がありましたけれども、これだけ温暖化で暑い状況が続きましたら、熱中症の問題などもありますので、冷房費の加算というのを要望していただけないかということ意見を申し上げておきたいと思っております。

**○金澤青少年・生涯学習課長** 今井委員のご質問のうち、野外活動センターの件につきましてお答え申し上げます。

委員もお述べのように、奈良県立野外活動センターの存続を求める要望書を28日に持ってこられまして、1時間半ほど持ってこられた方とお話しをさせていただきました。ただ、5月議会で、知事が本会議で答弁いたしましたとおり、第1センターにつきましては、ロッジ・テントサイト、これで約370名の収容ができるわけなのですが、これを使用いたしまして、本来の野外活動の目的に沿った形で、自然の中で自炊を基本として幅広く楽しむことができるような機能に集中特化をして存続してまいりたいと考えております。そういう意味から、本館宿泊棟と体育館は閉鎖をしたいと考えております。この方針に基づきまして、来年度から新たな形態で運営を開始したいと考えておりまして、その整備計画を現在策定中でございます。

また、運営の一部が変わりますので、利用者の方に混乱が生じないように、学校や団体、あるいは個人利用者の方、県内の類似施設など関係機関に広く、今回の変更点を周知徹底いたしまして、ご協力をいただいて、新たな運営がスムーズに開始できますようにやってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中川医療管理課長** 三六協定についてのご質問でございますので、お答えをさせていた

だきたいと思います。

委員ご指摘のとおりでございまして、県立奈良病院、県立五條病院につきまして、昨年9月に奈良労働基準監督署及び大淀労働基準監督署に対しまして、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定、いわゆる三六協定と言われるものでございますけれども、この協定が未締結のままに職員に時間外労働をさせていたという内容の告発を受けまして、本年5月に書類送検をされたところでございます。

県立三室病院も含めまして、県立病院の3病院とも時間外労働に関する三六協定、労使間協定が結ばれていなかったというのは事実でございまして、本来率先して法令遵守しなければならない県立病院の立場として、まことに遺憾なことでございまして、県民の皆様、または職員の皆様に対しまして深くおわびをしたいと思います。

現在、この状態を解消すべく労働組合と話し合いを続けておりまして、既に県立三室病院と県立奈良病院の2病院につきましては協定を締結したところでございまして、県立五條病院につきましても8月の初旬には締結に至る予定で進めておるところでございます。

また、今井委員ご指摘のとおりでございまして、今後とも引き続きまして、時間外労働の縮減に向けまして、特に人員の確保でありますとか、風通しのいい職場になるような取り組みを重点的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。奈良県立野外活動センターの件ですが、何も知らないで質問するのは失礼だと思ひまして、先日、大雨の降るときにたまたま行かせていただいて、利用状況や現場の施設を拝見させていただいてきました。そうしましたら、大体、県内の3分の1の学校がこの県立野外活動センターを利用されていて、残りの3分の1が国立曽爾青少年自然の家を利用されておられて、あと残りの3分の1の方はほかのところを使われているのが今の実態だということでお話を聞いてまいりました。

今の子どもさんたちの状況をいろいろお話ししてましたら、バスで集団で来られますと、車酔いだとか、いろんな状況の中でやっとそこに着いて一息ついて荷物をおろして、先生がこのグループはこのテントを使うとか、いろいろ振り分けをするわけですがけれども、そういう一たんみんなが集まることのできる場所がないと大変困ると思ひました。

実際、テントとか、キャンプ場とかを利用された場合でも、夜間に大雨などがありまして急いで収容しなければいけない、夜中にもう一回お風呂に入ったりシャワーを浴びなければいけないという事態などもあったということなのですからけれども、そういう施設がないと、責任を持って大勢の子どもさんを連れていくということであれば、大変使い勝手が悪

くなくなってしまうのではないかと思います。

県立野外活動センターの宿泊施設棟がなくなった場合に、国立曽爾青少年自然の家の方が使えるかといいますと、そちらも管理棟、宿泊棟ということで、メイン施設があるということなのですけれども、利用状況を見ますと、ずっといっぱい、特にメインになるところは全部いっぱいです。8月に本館が49人以下で使えるというのが1日だけあいていました。9月は5日間だけ空いているところがありました。キャンプ場につきましては、8月に50人以上で使えるところが5日間、49人以下だったら6日間、9月はまだいっぱい空いているという状況がありまして、そうした基本となるところがないと、大勢の子どもを引率して連れていく施設としては大変使い勝手が悪いものになってしまうのではないかと、せっかく県がいろいろ施設を改善するという方向を出しておりますけれども、非常に中途半端なものになってしまっていて、これまで使っていた人たちが使えなくなってしまう。しかも新学習指導要領の中では、もっとそうした宿泊体験とか野外活動を今後さらに取り入れるということが入っているわけですので、ここの部分を取ってしまうということは、現場を見たりいろいろ聞いてくる中で、大変問題ではないかと感じて帰ってきたわけなのですけれども、その点についてはどう考えているのかももう一度お尋ねしたいと思います。

**○金澤青少年・生涯学習課長** ただいまのご質問ですが、本館、体育館は閉鎖になるのですが、例えば大型のロッジとかが残っております。それと、雨天なら雨天に、自然というものに特化した施設としてやっていこうということですので、自然の中では雨の降る日もございますし、その辺で雨のときのプログラム等も工夫をしてみたいというのと、先ほど申しましたように、ご利用いただいている学校等に関しましては、ご利用の調整等を今後皆様にご協力を得て進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○今井委員** 自然というのは雨も降るといふのは当然のことですけれども、大勢の子どもを連れていったときに、雨が降って一晩中濡れたままでほおっておくというわけにもいかないと思うのです。そうしたら、そういう子どもたちが避難をしたり、シャワーを浴びて健康が保てるような状態にするのも大事な問題でありまして、特に小学校とか中学校の義務教育の学習指導要領の中に位置づけられていて、しかもその受け入れ施設として40何年ずっとやってきている施設を、ただ単に老朽になった、自然が大事だということだけで、そのメインを外してしまうのは非常に問題ではないかと感じておりまして、そうしたら、奈良県の子どもたちはこの義務教育の新学習指導要領に書いてあるような訓練を受け

るのに、野外活動ですので季節も限られますし、そんなところで学校が集中をして、この県立野外活動センターであれば複数の学校が利用できる場所ですけれども、ただ単なるキャンプ場であればそれでいいのですが、県立の青少年の野外活動センターであり、こうした学校教育の一環としてそういうことが求められている、しかも、利用している人たちもその存続を、それがあがるためにこの県立野外活動センターが利用しやすいと、たくさんの方がそれによって利用されているという実態もあるわけですので、そんなに簡単にやめてしまうというのはどうかと思っているわけですが、このあり方検討会ではもうそれで決まりということで結論が出て、それでもう進めるとなっているのか、まだ見直しとか、もう少しいろんな意見を聞いて、どうあることがいいのかという余地があるのか、そのあたりのことがどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

**○金澤青少年・生涯学習課長** 野外活動センターの基本的な運営方針と申しますのは、先ほどお答えいたしました、5月の本会議で知事が答弁いたしましたように、自然に特化してロッジ・テントサイトを利用した運営をしてみたい。については、体育館、本館宿泊棟は閉鎖をいたしますということでして、その具体的な運営について、例えば今、委員もおっしゃっておられましたように、汗をかいたらその汗を流す設備も必要だということで、シャワールームであるとか、あるいはトイレであるとか、また今現在、本館にあります事務室等を含めて新たな管理棟の整備等、具体的な整備計画を策定しております最中でございます。以上でございます。

**○森山委員長** あと、答弁漏れです。あり方委員会の検討の余地というのは今後あるのかということ。

**○金澤青少年・生涯学習課長** 済みません。あり方検討委員会はさまざまな部局でさまざまなご意見をいただいて検討していたわけで、今、大きく知事から5月議会で方針が出ましたので、それを具体化していく整備計画を策定してまいりますので、その中でまたあり方検討委員会のメンバーのご意見等はお聞きをしてみたいと思っておりますが、基本方針は、何度も申しますが、5月議会で知事が申しましたとおりでございます。以上です。

**○今井委員** なぜこの施設の問題が厚生委員会の所管になるのか。本来教育施設であって、教育委員会がこれはきちっと位置づけてするべきものだと思うわけですけれども、このあり方検討委員会で検討されて、知事の答弁も聞いた上で1万6,000人の方々が存続をしてくれと声を出してきているという、この問題はしっかり重く受けとめなくてはいけないのではないかと考えております。

この問題で、このまま突っ走っていったら、奈良県の子どもたちは一体どこで研修するのかその場所もなくなってしまうと。プールの問題ではないのですけれども、先にもう老朽化してつぶしてしまっただけで、プールはまた何年か先になってしまうということになるわけですので、それであれば、奈良県の子どもたちがどうすれば新学習指導要領にもある野外活動を積極的に進めるような受け入れ体制があって、そしてこうなるから、ここの施設としてはこの分野を責任持つということでこういう施設にするのだというなら納得できるのですけれども、そここのところもなく、ただ、施設のことだけで言われているということでは納得できませんし、これだけたくさんの方が要望を持ってきているということは、それだけたくさんの方たちの思い入れがある施設であると思いますので、ただ、知事の答弁が基本ですということで、それで突っ走っていくべきではないと思うのですけれども、それにつきましてもう一度お尋ねします。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 28日に1万6,000人の署名を持ってこられました。それはほとんどが知事が5月に答弁する前の、存続か廃止かわからない、ほとんどが廃止をするという前提で存続を求める署名だったのです。この間来られた方も存続を求める署名で存続すると、廃止しないということは知事の答弁で納得されまして、ただ、これからのあり方についてはコンクリートの建物の本館を中心とした野外活動をするのか、より自然の本来に近い姿のロッジ・テントサイトを中心とした活動をするのか、その議論がございまして、県としてはより自然に、本来に近い本格的な野外活動を子どもたちにさせてあげたいということを考えておりまして、ロッジ・テントサイトもまた老朽化していきますので、充実をしていきたいと考えておりますし、今、金澤青少年・生涯学習課長が答弁しましたように、温水シャワーとか、トイレを含むそういう施設も充実すべきだと考えております。

それから、自炊を前提に野外活動をしてほしいということで、この間、署名を持ってこられた方もそういうことで、朝、昼はどうするのかということで、お互い知恵を出し合って提案していただければどうかということで分かれております。以上です。

○今井委員 今、食事のところにつきましても、会社に委託してやっておられると聞いているのですが、会社に委託する前は炊事の専門の方に2人ほど来ていただいて賄ってもらっていたという話も聞いておりますので、そういう形も十分考えられるのではないかと思っています。

あそこに行かせていただきまして、バリアフリーというか、障害者の方は大変利用しに

くい場所だという感じも受けました。新学習指導要領にある以上は、すべての子どもたちがそうした野外活動が体験できるような施設であるべきではないかと思っておりますので、奈良県の本木を使ってそういうセンターを作るべきではないかと思っているのですけれども、ぜひ、多くの皆さん方で関心を持って、みんなが利用しやすい施設にと言っておりますので、その点十分汲んでいただきまして検討の中に含んでいただきたいと思います。本館を廃止するということにつきましても、廃止ありきではなく、今の子どもたちの教育を受ける場所が一体どこでそうした受け入れができるのかということも、十分に方向が示されなければ、なくなるのだけ先で、行くところがないということにならないように維持していただきたいと要望します。

○神田委員 済みません。1点だけ。きょうも要望が出ておりますけれども、県立医科大学の移転問題で、検討委員会は設置されたのか、されたのだとしたらその進捗状況を教えてください。

○中川医療管理課長 県立医科大学の教育部門の移転の検討状況でございます。

これも議会のたびにご説明させていただいておりますけれども、現在、県立医科大学の教育部門の移転に関しまして、医療政策部が中心になっておりますけれども、庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、移転をする場合の条件、課題について整理をしているところでございます。例えば移転する場合に当たりまして、周りの環境でありますとか、敷地の広さでありますとか、教職員や学生の方が移動をされる場合の交通アクセスの問題でありますとか、あるいは移転の場合につきましても、地元橿原市の四条町の病院の周辺の町のにぎわいがありますとか、あるいは経済効果といったようなさまざまな角度の検討項目がございまして、それを現在整理、検証しているところでございまして、これも議会でもお答えさせていただいておりますけれども、年内にはそういったことの一定の方向性を出せるように検討を進めているところでございます。以上でございます。

○神田委員 いつ設置されて何回ぐらい集まっていますか。

○中川医療管理課長 検討委員会と申しましても、プロジェクトチーム、いわゆる庁内の職員の検討が中心になりますので、随時やっております、もう既に夏前から何回か集まりましてやっておりますので、俗に外部の委員が入っていただいたような検討委員会ではございませんので、いつからやって、何回やってというようなことではなくて、精力的に取り組んでいるところでございます。

○神田委員 今、いろんなことを検討してもらっている中で、あの辺がいいかなという方向性が出ているかどうかを聞きたいのですが、言えないと思いますけれども、そういうことがあれば教えてほしいと思います。年内ということは、確実に年内ということになるのでしょうか。

○中川医療管理課長 年内にはきちっと出せるように頑張っけてやっていきたいと思っております。以上です。

○神田委員 そしたら、それを信じてというよりも、今、中南和の各市町村議会でも意見書や要望書がたくさん出ておりますし、集めていただいているところもありますので、遅くなれば遅くなるほどそういうこともふえてきますし、余計大変なことになっていくと思いますので、きちっとした調査をしながら早く結論を出してもらって、本当にさっきも出ましたけれども、南和の医療充実ということにもきちっとつなげていけるように頑張っけてほしいと思います。それだけです。お願いしておきます。

○除委員 子宮頸がんについて3点ほど質問させていただきます。

国の対策が進まない中で、きょう臨時国会が開会されますが、これにあわせて公明党は子宮頸がん予防法案を提出させていただき予定でございます。全国で自治体がこの子宮頸がん予防ワクチンの公費助成が進む中で、奈良県にもということですずっと言い続けているわけでございますが、早かれ遅かれこのことは進んでいくと思います。そういった中で、3月の代表質問で質問させていただいた教育委員会との連携、この点についてはどのように進めていただいているのか、1点目お伺いしたいと思います。

それと、がん対策、がんすべての受診率を50%にするという目標の中で、特に女性特有の子宮頸がん、乳がんについて無料クーポン券が発行されまして今年度で2年目になりました。昨年1年間、子宮頸がん、また乳がんについては5歳刻みの対象者に配布されたわけですが、その1年間どういった状況であったのか、配布対象者に対してどれだけの方が受診をされたのかということ、状況をお伺いをしたいと思います。

3つ目には、子宮頸がんの検診の状況でございますが、普通は細胞診という検診をするようでございます。これで8割程度確認ができるわけですが、さらに子宮の入り口の細胞をブラシでこすり、顕微鏡で診断するものが細胞診なのですが、ブラシでこすり取ったものをDNA、HPV検査という、要するに容器にそのブラシを入れることで、さらに96%前後の確率で感染を確認できるというHPV検査というものでございますが、つまり細胞診とHPV検査を併用検診することで、ほとんど見落としがゼロと言われております。

こういった検診は奈良県内の現場で行われているかと思うのですが、その現状についてお伺いをしたいと思います。以上です。

**○橋本健康づくり推進課長** 子宮頸がんの件に対しまして3点ご質問がございました。

まず、第1点目の教育委員会との連携でございますが、県では女子児童や生徒、その保護者に対しまして子宮頸がんの正しい知識の普及を図るため、専門医の指導のもと、現在広報に活用できる資料を作成中でございます。この資料をもとに今後速やかに県教育委員会に依頼しまして、県立高校はもとより、各市町村の教育委員会を通じ県内の小学校、中学校、高等学校等にも資料を提供してもらいまして、各学校の保護者等への連絡文書、例えば保健便り等への掲載を依頼する予定でございます。

2点目のクーポンの1年間の実績でございます。このクーポンにつきましては、平成21年9月から10月にかけてクーポン券が配布されました。平成21年度の子宮頸がんの検診のクーポン利用者数は9,685人、乳がん検診のクーポン利用者は1万2,568人でした。また、クーポン配布者に対する受診者の割合でございますが、子宮頸がん検診が21.1%、乳がん検診が23.9%と、平成20年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の全体の受診率、それぞれ14.5%、14.3%と比べて極めて高い数値を示しているという状況でございます。現在のところクーポンを配布していないものを含めた全体の受診率は、現在配布しておるところでございますが、確実にクーポンの効果はあったものと認識しておる次第でございます。

それと、3点目でございますが、細胞診とHPV検査の併用の件での県内の状況ということでございます。HPV検査につきましては、ことしの4月の診療報酬改定によりまして診療報酬に追加されましたが、子宮頸がん検診などの細胞診の結果、一定の病態と判定されたものの患者に対しまして、国に届け出を行った医療機関で実施する場合のみ医療保険が適用される状況でございます。それ以外の病変のときにつきましては自費負担となるということでございます。つまりHPV検査は、診療報酬では細胞診で一定の病態と判定されたもののみ実施される精密検査という位置づけになっている状況でございます。現在、県内ではそのHPV検査が可能な医療機関は6月1日現在で28カ所となっておりますという状況でございます。以上です。

**○除委員** 教育委員会との連携につきましては、啓発チラシを作成されるということでございますが、これはいつごろになるのでしょうか。時期的なこと。それと、あとは教育委員会との連携、どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

それと、無料クーポン券によりまして受診率が向上したというのは確かだと思います。詳細なデータは持っていませんが、多分20代、若い人たちの受診率はそれぞれの年代の受診率に比べて低いのではないかなと思ってるところなのですが、その辺の現状はどうでしょうか。もしそうだとしたら、その辺に対してどのように手を打とうとされてるのかお伺いしたいと思います。

このHPV検査をすることで免疫で消える段階でも発見してしまうということで、細胞診とHPV検査を併用して行うことが一番精度が高く、効率がいい検診を行うことができるということを伺ったのですが、こういったことで、今のところ保険適用がされていないという部分もありますので、そういった部分、今後、そのことで、島根県でこれをやられた結果、効果があったという結果が出ているようでございます。ですので、独自で予算を立てて併用検診を実施している市町村があるようでございますので、県としても、やはり見落としゼロに近い併用検診で可能となるのであれば、こういった部分への支援というのも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○橋本健康づくり推進課長** まず、教育委員会の連携でそういう広報、活用できる資料について、いつごろになるのかということでございますが、現在、その資料を作成してる中で、小学校高学年、中学、高校生といろいろ対象に違いがございますので、一律に同じ資料を渡しても、なかなか使っていただけないので、使っていただけるような資料提供をしたいということで検討しているところでございます。できましたら、夏休み明けの新学期早々にはしていきたいと考えております。

それと、あとほかの連携ということでございますが、現在、県教育委員会では県医師会と連携しまして、学校医や保健主事、養護教諭等の教職員を対象に、仮称でございますが、子宮頸がん予防に関する講演会を開催し、普及啓発を促していく予定と聞いております。例えばそういう場に対しても、普及啓発の資料等をこちらの方から配布していきたいと考えているところでございます。

それと、あと20代の受診率の課題ということで、クーポン券に関して子宮頸がんにつきましては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳ということでの5歳刻みでやっておりますが、20歳の方が受診率が8%ということで、平均21.1%に比べてかなり低くございます。これにつきましては、その年代がまだ婦人科を受診することが少ないということとか、近年では20代後半から30代の若い女性の子宮頸がん発症率が増加傾向にあるなどといった正しい知識は、まだ正確に伝わっていないのではないかと分析してるとこ

ろでございます。

これの対策につきましては、当然普及啓発を進めていくということの中で、例えば現在、食育の関係で大学生のボランティアチームがございます。こういうボランティアチームを今後は、例えば看護系のある大学の中でそういうボランティアチームの結成を働きかけまして、連携して同世代の方々に普及していけないかどうかということも含めて検討してまいりたいと考えてる次第でございます。

それとあと、併用検診のことでございますが、島根県の現状とか、現在28カ所、県内にある医療機関がどのようにされてるかということを含めて、専門家の意見も聞いてまいりたいと考えてる次第でございます。

**○除委員** 教育委員会との連携についても、今後より連携を深めていただいて、教育委員会は教育委員会として考えていらっしゃる、今、少しお話しいただいたと思いますが、こういった啓発、講演会を通してとか、いろんなそういう機会を今後さらにふやしていただくようお願いをしたいと思います。

今おっしゃったように、20代の受診率がまだまだ低いというところで、せっかくの無料クーポン券が5年連続でと思っているのですが、これ政権がかわって2年目、かなり国としての予算が削減をされました。そういった中で継続していただけたということで大変喜んでおりますが、さらにあと3年間継続できるよう国に対して県も要望していただいているようでございますが、さらに特に20代の女性、おっしゃるようないろいろな医療機関に行く機会も少ない、行きにくいというところもあるでしょう。どうすれば検診に行っただけなのかという、そこをまたいろいろ知恵を出して考えていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

併用検診の件も、現場の先生はそれはしているよとおっしゃられた先生もいらっしゃいましたので、自己負担でももちろんできるわけでございますし、こういった併用検診でより見落としゼロになるという、そういったことも私たちが知ることも大事だと思いますので、こういった啓発もしっかりと一人一人にさせていただけるように、どういう形でそれができるのか、それもまた今後しっかりと考えていただきたいということをお願いして、終わります。

**○森山委員長** ほかに質疑ございませんか。

**○山本委員** 神田委員からの質問の県立医科大学の移転に対する質問と、それから、何かほかに質問を手短かにやりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

そもそも県立医科大学の移転計画は、昨年の10月2日に、厚生委員会に入ってなかったのですけれども、武末健康安全局長から知事の命を受けたのか、どういう経緯でかわかりませんが、この移転の計画を本議会の後の厚生委員会で発表された。そしてその後、南部振興議員連盟で樞原観光ホテルで知事からというか、地域医療再生計画に伴ってあの図面を出された。マグネットホスピタルの県立医科大学の移転計画の図面をカラーつきのものを出されたというところで、その後の議会でいろいろと物議を醸し出している。今現在は南和の各市町村、樞原市議会をはじめとして各市議会、そして各種団体、そういう南部の主立ったところ、行政機関の方々の反対意見、もちろん地元の県会議員をはじめ、南部振興議員連盟の県会議員もすべて反対の意思を今、知事にも伝えながら、一般質問、代表質問でもやっている。

そして今、中川医療管理課長から年末に確個たる大体の方針を立てるということですが、一つはその順序からして、学研都市の移転をあきらめるということではなしに、南和の方の樞原市を中心とした南部へ持ってくる方針を話し合っているのか。というのはこの高山地区はUR、県、それから生駒市、話が全然、今、進んでないわけで、高山地区においても3年後になるのか5年後になるのか、開発のめどが、またいよいよいつになったら病院が建てられるのか、そんな状況の中で、なおかつそういう高山地区への移転をその検討委員会で考えているのか。そういうところからすると年末にどういうところの移転先まできっちりしたところまで出していくのかと。そんな中で中間報告、例えば9月の今度の委員会にある程度の、南和の方で考えていますよというような方向性をまず中間報告で出してくるのかどうか、その辺の考え方を一つ聞きたいということが、この神田委員との関連の質問です。

それと、「平成22年度一般会計特別会計予算案の概要」の54ページ、県立医科大学附属病院について早稲田大学と連携して整備に向けた検討を実施するということですが、早稲田大学とどのような連携をして整備に向けた実施をしていくのか。例えば、県立医科大学附属病院の整備事業で5億6,700万円の基本設計と実施設計がある。こういうところで意見を聞いていくのかどうか、地域医療再生計画のあの図面の中で早稲田大学と連携しているのかとか、早稲田大学とどういう連携をしてこの項目が入っているのかということをお聞かせいただきたい。

それと、75ページ、くらし創造部の風致景観課の古都買収のことなのですが、僕も明日香村なのですが、この第2種地区の買い上げが9,750万円となっているので

すけれども、当初、僕が県議会に出たころ、これだけを目的に明日香第2種地区の買い上げを何とか解消したいということで、学研都市推進・国際文化観光対策特別委員会にその項目が入っていましたので、その委員会に入らせてもらってずっと言い続けていたのですけれども、そのころは4億数千万円という予算がついていて、今9,750万円になって、これは買収が思ったとおりに村の要望、村民の要望どおりの大体の解消を図ってきてこの金額になったのか。また、例えば平成22年度の予算はいつからの申請でこの9,750万円が見込まれたのか。あと、積み残しはどのくらいの金額、もちろん鑑定を見なければわかりませんが、また来年度以降で今の申し込みはどの程度で何年ぐらいで解消していくのか。また次から次へと出てくると思いますけれども、そのたまりぐあいはどうなっているのかということです。

それと新規の景観整備事業の900万円、それから買収地整備事業の3,000万円というようところで、もし今でわかればお願いします。わからなかったら後日で結構ですので、どういう整備をされるのかを聞かせていただきたいです。

○中川医療管理課長 県立医科大学の教育部門の移転についてのご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、昨年の秋からこういう議論を特にさせていただいているわけでございますけれども、前提に、これもお答えをさせていただいたこともあるのですが、基本的には高山ありきということではなくて、現在の県立医科大学附属病院を再生計画に示していますように、県立医科大学附属病院がマグネットホスピタルということで、より充実をさせたいと考えたときに手狭である。あるいは現在の学生のキャンパスとしても手狭であるという、現在の敷地が手狭であるというところでこういう移転のことについて検討をしているのが入り口でございます。

そして、まず先ほどの神田委員のご質問とも重なりますけれども、今現在、この教育部門の移転につきまして、候補地というよりは、移転のための条件がどんなものとして整理ができるのか。先ほども言いましたように、今後の大学のキャンパスとして発展するためにはどの程度の敷地が要するのか、あるいは学生や教職員がそこに通っていたりする場合に、交通アクセスにとって利便性があるのはどういう程度なのかと。例えば駅からどれぐらいの距離感があるのがよりよいのかとか、あるいは附属病院と教育部門がどの程度離れていることがよりよいのかといった観点、あるいは先ほども言いましたように、橿原市の現在の附属病院のあたりのまちづくりを進めるに当たって、移転をすることでどういった経済

効果が地元の樞原市にとってあるのかと。優位な方をとるのがいいわけでございますけれども、そういった点はどうかということについて検討をしております、これを精力的に進めまして、先ほど年内にということを行いましたけれども、できるだけ早く検討の状況については議会に、またこの委員会にお示しできるように検討を加えていきたいと思っております。

それともう一点、早稲田大学との関係でございますけれども、予算の概要に早稲田大学という文字が出ておりますので、何となくその時点で早稲田大学という言葉で高山を想起させるような誤解を生じておろうかと思っておりますけれども、早稲田大学との関係につきましては、これは県立医科大学ということだけではなくて、北和の県立奈良病院の建築であったり、まちづくりを進めるところに早稲田大学にかなり知見をお持ちの先生方がおられますので、ここは個別にアドバイスをいただくということで進めておまして、そういう観点で早稲田大学とのかかわりが少しあるということでございます。以上でございます。

**○清水風致景観課長** まず、一つは、明日香第2種地区の買い上げの予算等の状況についてだと思っておりますが、この件につきましては、確かに委員おっしゃるとおり、予算的には現在十分なものを確保できておりません。といいますのは、年々予算の方ですが、シーリングといいますか、カットもかかってきておりますし、これにつきましては過去昭和の時代からずっと行ってきておりますので、買い入れにつきましては、その年度に申請のあった分をその年度で買い入れるということができていない状況です。その分が年々積み重なってきております。現在、明日香第2種地区についての資料を持ち合わせていないのですが、ざっと平成21年度末で、明日香を含めまして、すべての特別保存地区の買い入れにつきましては約17億円ほどの未処理が残っておるとというのが現状です。できるだけ早く買い入れができるように努力してまいりたいと思っております。

それと、買い入れ地の整備事業、景観整備事業についてでございますが、これにつきましては、明日香村につきましては、村の要望等を受けまして順次整備しておる状況ですが、詳細につきましては、またご報告させていただきたいと考えております。以上です。

**○山本委員** 風致景観課の説明はそういうことで、予算の獲得、それから整備に関して、また後日報告を聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それと、県立医科大学の移転の話ですけれども、そんなあらゆる観点やいろんな状況を踏まえてやっていたら、年内とか今、年末と言っているけれども、もうちょっと早くとかいう答弁がほんとうに大丈夫かなと、これだけのあらゆる観点からやっていたら、その候

補地も絞るまでは難しいのではないかな。第1段階で高山地区はもうあきらめる。あきらめると言ったらおかしいけれども、高山地区は考えていませんと。まず中間報告として、その後南和のような形、南和というか、敷地内を含めて病院の移転はしないとか、南和だとか中和だとかいうような地域を含めてとか、そういう観点の方がいいのではないかと思うわけですが、そういう中で、この検討委員会というか、内部でやっている中で各市町村議会から出ている反対意見書、要望書、こういうものもちゃんと踏まえて検討しているのかどうか、これまた今度、神田委員と今言っていたのですけれども、4日に、樞原市議会議長なり、副市長が来て、知事や議長のところへそういう意見書の要望を伝えるということもあるわけですが、いろんな南和の団体の行政、市議会、そういう部分の意見をその検討委員会で検討しているのかどうか、そういうものも踏まえてあらゆる角度からやっている。そういうものの中で年内にできるのかどうか。中間報告を9月だったら9月、次の委員会でどの程度まで報告しようと思っているのか、その確認だけして終わります。

○武末医療政策部長 各市議会の方々からの要望書を全部目を通しています。もうそのご懸念は一点に集中しているかと思います。医科大学附属病院と大学の教育部門を分けたときに、それぞれがちゃんとできるのかということだと思います。ですので、検討するのはいろいろな方向ですが、満たすべき条件というのは病院は病院できちんと、あそこの今の場所でちゃんとできるのだと、学生の教育もきちんできちんとできるのだという条件を満たすという意味では、検討する項目は多数ございますけれども、満たさなければいけない条件は比較的シンプルでございます。ですので、ご懸念のことはありますけれども、またこれを長く引きずるわけにもまいりませんので、できるだけ短いうち、早いうちに結論を出したいということがあります。以上でございます。

○山本委員 さっきの中で言い忘れていたのですけれども、カラーの地域医療再生計画案のデザイン、去年10月2日に出た、その後南部振興議員連盟でも出たということだけでも、どこであの資料を考えたのかという思いがあります。だれの計画であの資料が出てきたのか、あれだけのカラー刷りのを。その中にいろいろ老人ホームだとか公園だとかいうようなこと、A棟をつぶしてとかあるわけですが、あの中であれだけのことをしようと思ったら、あの中に大学を入れることもなぜ計画の中に入らなかったのか。素朴に無理だということもおかしいのではないか。それで、この樞原市経済倶楽部と樞原商工会議所の要望の中には、現敷地内からの移転構想を白紙撤回して現敷地内での移転を望むと書

いているわけですから、ほかの団体は市内だとか南和だとかという地域指定もあるわけですが、そういう面もあらゆる面を含めたら、その部分のピンポイントまで決めるということが、本当に早期に、医療政策部長が言うようにできるのかどうかというものもあるわけですが、今の言葉を信じさせていただいて、次の委員会でも南和の方でという部分までも踏み込んで答えていただけることを期待して終わらせていただきます。

**○森山委員長** ほかにございませんか。

ほかに発言がなければ、これをもちまして質疑を終わります。

では、これをもちまして本日の委員会を終わります。